入　札　公　告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

１　競争入札に付する事項

(1)　件　　名　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務

(2)　契 約 期 間　令和９年３月２７日から令和１０年３月３１日

２　仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合先：〒305-8576　茨城県つくば市天久保２丁目１番地１

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課（担当：成島）

電話番号　０２９－８５３－３５１５

３　　入札書等提出期限等

(1)　提 出 先　　上記２の問合先と同じ。

(2)　提出期限　　令和８年１２月３日１２時００分

４　　開札の日時及び場所

(1)　日　時　　令和８年１２月１８日　１４時００分

(2)　場　所　　〒305-8576　茨城県つくば市天久保２丁目１番地１

筑波大学附属病院

けやきアネックス棟３階３０５入札室

５　入札方法

入札書には、年間クレジットカード決済見込額にクレジットカード加盟店手数料率を乗じて得た金額と、デビットカード１件あたり手数料額に予定決済件数を乗じて得た金額を合算した金額を記載すること。デビットカード１件あたり手数料額は、入札書に記載のデビットカード決済における支払予定手数料額にて算出するものとする。

６　競争に参加する者に必要な資格

(1)　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４７条の規定に該当しない者であること。

(3)　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和８年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされている者であること。

(4)　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　PCI SSC(Payment Card Industry Security Standards Council)の定めるPCI DSS最新版に基づく認証を取得していること。

(6)　財務局等に貸金業者として登録されていること。

(7)　財務局等に電子決済等代行業者として登録されていること。
(8)　経済産業局等に登録包括信用購入あっせん業者として登録されていること。
(9)　日本クレジットカード協会の会員であること。
(10) プライバシーマーク又はＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。

７　入札保証金及び契約保証金
免除する。

８　入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第１５条第１項各号に掲げる入札書は無効とする。

９　契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10　落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
本公告に示した役務を履行できると分任契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第５３条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和８年１１月２０日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長　平松　祐司

入札書提出の注意事項

１　入札書提出期限　　令和８年１２月３日　１２時００分
（郵便（書留郵便に限る。）又は宅配便（以下、「郵送等」という。）で発送する場合には提出期限までに必着のこと）
提出場所　　〒３０５－８５７６
茨城県つくば市天久保２丁目１番地１
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課（担当：成島）
電話番号：029-853-3515

２　入札書は、別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「１２月１８日開札　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務の入札書在中」と記載して提出すること。
　郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「１２月１８日開札　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記１の提出場所宛に入札書の提出期限までに送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

３　いったん提出された入札書は、引換え、変更、取消しをすることができない。

４　代理人が入札する場合は、入札時までに必ず代理委任状を一通提出すること。

５　入札書作成の注意

（１）件名は、仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。

（２）入札金額は、算用数字を用いて明確に記載すること。

（３）競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し押印すること。
（ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印）

（４）日付を必ず記載すること。
※日付は、入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。

６　無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

（１）公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

（２）件名及び入札金額のない入札書

（３）競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

（４）代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない、又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

（５）件名に重大な誤りのある入札書

（６）入札金額の記載が不明確な入札書

（７）入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書

（８）入札書提出期限までに到着しなかったもの

（９）その他入札に関する条件に違反した入札書

７　開札

（１）開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（１）の立会職員以外の者は入場することはできない。

（３）競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

（４）競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記４に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。

（５）競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

（６）開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

８　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

９　落札決定の日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

１０　落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第５３条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するに当たっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても、当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うものとする。

このため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め契約担当役が設定した最低基準額未満となる場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、契約担当役が必要な調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うこととする。

低入札価格調査の対象となった者は、契約担当役が指定する期限までに、入札価格の積算内訳書、労務費、原材料費、外注費等の算定根拠その他契約担当役が必要と認める積算資料等を提出しなければならない。

当該低入札価格調査においては、提出された積算資料等に基づき、入札価格の積算内訳の妥当性に加え、特に労務費を中心とした各費目の算定根拠、賃金水準の確保や物価動向を踏まえた価格転嫁の状況、当該価格により契約の内容を継続的かつ適正に履行できるか否かについて確認を行うものとする。

なお、契約担当役は、提出された積算資料等の内容が不十分であると認める場合には、当該入札者に対し、事情聴取その他必要な説明を求めることがある。

その結果、積算資料等の提出又は説明に応じない場合、又は提出された積算資料等若しくは説明の内容が不十分であり、当該入札金額によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、当該入札者を落札者としないことがある。

上記の調査の結果、契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価

格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

１１　競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を以下の期日までに提出すること。提出された書類は本学にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

（１）競争参加資格の確認のための書類

・令和８年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し……１部

・PCI SSC(Payment Card Industry Security Standards Council)の定めるPCI DSS最新版に基づく認証の写し……１部

・財務局等に貸金業者として登録されていることが分かる書類……１部

・財務局等に電子決済等代行業者として登録されていることが分かる書類……１部

・経済産業局等に登録包括信用購入あっせん業者として登録されていることが分かる書類……１部

・日本クレジットカード協会の会員であることが分かる書類……１部

・プライバシーマーク又はＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していることが分かる書類……１部

（２）履行できることを証明する書類

・同種業務の実績表・……１部

（３）その他提出書類

・参考見積書・……１部
参考見積書には、クレジットカード決済の加盟店手数料率、デビットカード決済の加盟店手数料率、手数料の上限額及び下限額（設定がある場合）を記載すること。

・デビットカード決済における支払予定手数料額計算書……１部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限　　上記１の入札書提出期限と同じ
（郵送する場合には提出期限までに必着のこと）

提出場所　　上記１の提出場所と同じ

１２　その他

（１）この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/

・役務提供契約基準
https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun

（２）　添付資料

①　仕様書
②　契約書（案）
③　入札書様式
④　入札書記載例
⑤　委任状参考例
⑥　デビットカード決済における支払予定手数料額計算書
⑦　デビットカード決済における支払予定手数料額計算書記載例
⑧　参考見積書の提出に係る留意事項

仕様書

件名　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務

目的　本業務は，国立大学法人筑波大学（以下「発注者」という。）が，筑波大学附属病院（以下「病院」という。）における患者の診療費等決済について，多様な支払いニーズに対応するための利便性を向上させることを目的とする。

業務の概要

本業務は，業務受託者（以下「受注者」という。）がクレジットカード等を利用したキャッシュレス方式による決済サービスを発注者に提供し，診療費等の収納を行うこととする。

対象事業所の概要

筑波大学附属病院

(1)許可病床数：809床
(2)診療科　　循環器内科，心臓血管外科，消化器内科，消化器外科ほか（全 36 診療科）
(3)外来休診日　土・日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日及び，年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
(4)患者数（令和 7 年度実績）　入院　約 247,000 人　外来 約 433,000 人
(5)年間クレジットカード決済額（令和 7 年度実績）　約 1,645 百万円
(6)年間デビットカード（J-Debit）決済額（令和 7 年度実績）　約 30 百万円

第１ 契約期間

令和９年３月２７日から令和１０年３月３１日まで

第２ 本業務の対象事業所及び取扱範囲

１ 本業務の対象事業所
筑波大学附属病院

２ 本業務で取扱う使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）

決済サービスにおける，端末機を設置する会計窓口および診療支払機収入分の使用料

第３ 用語の定義

この仕様書における用語の定義は，以下のとおりとする。

１ 端末機
信用販売において病院が行うべき手続き（オーソリゼーション申請，売上データの送信，売上票の作成等）の一部を処理する機能を有する機器及び情報処理システム

２ 利用者
第２に定める病院を利用し，又は病院から医療その他の役務の提供を受ける者

３ クレジットカード決済
受注者又は受注者と連携する会社が提供するクレジットカードを用いた決済サービス

４ デビットカード決済
　受注者又は受注者が提携する者が提供する銀行キャッシュカードを利用した決済サービス
５ キャッシュレス決済
　クレジットカード決済及びデビットカード決済
６ オーソリゼーション申請
　病院が受注者又は受注者が提携する者に対して行うクレジットカードの有効性を確認するための信用照会

第４ 取り扱う決済サービスの範囲

本業務で取扱う決済サービスは，以下の各号に定めるものとする。

１　クレジットカード決済のうちVisa，Mastercardのサービスマークが付されたクレジットカードを用いて決済を行うもの
２　デビットカード決済のうちJ-Debit 加入業者が発行するキャッシュカードを用いて決済を行うもの

第５ 準備業務

１　受注者は，病院に対し，業務が確実に行われるように端末機の設定を行うものとする。また，病院の責に帰さない事由により発生した故障に係る端末機の修理費用は，受注者の負担とする。
２　導入時のサポートとして，病院職員及び発注者が業務委託している事業者の職員に対し端末機の操作研修を実施する。
なお，病院において不要と判断した場合はこの限りでない。

第６ 利用に係る手続き

１　クレジットカード決済に係るもの
　病院は，利用者からクレジットカード決済による使用料等の支払を 求められた場合，端末機を操作し，カードを端末機に読み取らせることによりオーソリゼーション申請を行い，受注者又は受注者と連携する会社からオーソリゼーション申請の承認があった場合は利用者に暗証番号を入力させる。正しい暗証番号が入力された旨の表示が端末機に表示された場合は売上処理を完了し，使用料等の納入があったものとする。
２　デビットカード決済に係るもの
　病院は，利用者からデビットカード決済による使用料等の支払を求められた場合，端末機にカードを読み取らせ，利用者に債務内容を確認させた後，当該カードの暗証番号を入力させる。口座引き落とし確認を表す電文が端末機に表示された場合は売上処理を完了し，使用料等の納入があったものとする。

３　取扱うクレジットカードのブランド等
　取扱ブランド等は，「Visa」，「Mastercard」及び「J-Debit」とする。
ただし，「J-Debit」は診療費支払機を対象とすること。なお，病院では，上記の他に「JCB」，「American Express」，「Diners Club International」，「Discover card」及び「銀聯」を取り扱っている。
４　取扱支払方法
　支払回数は，1回払い，2回払い，ボーナス一括払い，分割払い（ボーナス併用分割払いを含む）及びリボルビング払いを選択できること。ただし，「J-Debit」及び日本国外の会社が発行するカードの支払いは1回払いとすること。

５　振込サイクルの条件
振込サイクルは，以下に定める条件と同様のものを認める。

ボーナス一括払いの信用販売取扱期間

	夏期	冬期
取扱期間	12月16日～翌年6月15日	7月16日～11月15日

信用販売の種類		締切日	立替払い日
1回払い，2回払い，分割払い（ボーナス併用分割払いを含む），リボルビング払い，J-Debit		15日	末日
		末日	翌月15日
ボーナス一括払い	夏期	6月末日	8月15日
	冬期	11月末日	翌年1月15日

第７ 納付の方法

１　受注者は，第６により売上処理が完了した使用料等について，発注者が指定する口座に入金するものとする。
２　受注者は，前項により取りまとめた使用料等について，明細を病院に対して交付すること。

第８端末機の仕様

端末機は，原則として病院所有の現行設置端末を使用するが，変更が必要な場合は受注者が設置及び接続すること。

病院所有端末

・診療費支払機［外来，救急］FFH-700F-S-H（グローリー）前面仕様機　６台
・診療費支払機［入院］FFH-700R-S（グローリー）後面仕様機　１台
・卓上処理端末機器［収納窓口］
本体JT-C31W(Panasonic)２台，PINパッド eZPAD（OMRON）２台
・卓上処理端末機器［予防医学研究センター］
本体JT-C31W(Panasonic)１台，JT-C17U(Panasonic)１台，PINパッドeZPAD（OMRON）１台
・非対面（オンライン）回線　１件

第９ 費用負担

１　端末機等の機器費用、設置及び接続費用は，受注者の負担とする。
２　通信回線敷設費用及びオーソリゼーション若しくは決済に係る通信料金は，発注者負担とする。
３　カード取扱施設で掲示する，カード会社の加盟店標識及びキャッシュレス決済が可能である旨の標識は，受注者が用意する。

第10　手数料等

以下は受注者の負担とする。
(1)加盟店審査料
(2)システム初期費用

(3)発注者指定の金融機関への振込手数料

金融機関名	常陽　　銀行　　研究学園都市　支店		
預金種目	普通預金	口座番号	2557887
振込口座名	ツクバダイガクフゾクビョウイングチ		

第11 質問対応等

受注者は，オーソリゼーション，通信トラブル及びその他本業務の履行に関し，利用者及び病院職員等からの質問等に適切に対応しなければならない。

第12 その他

1　本業務の履行にあたりカードブランドの加盟店申込が必要な場合において，病院は受注者と協議の上で加盟店申込をするものとする。

2　契約期間が満了した場合においては，前項の加盟店契約を解約することができる。この場合において，病院は本契約の解約日以降は当該加盟店契約によるキャッシュレス決済をせず，そのことによる受注者又は受注者の提携先からの損害賠償（逸失利益及び機会損失に係るものを含む。）請求を受けないものとする。

(1)紛失・盗難カードの不正使用に対し，十分な防止対策及び補償制度を有していること。
(2)PCI SSC(Payment Card Industry Security Standards Council)の定めるPCI DSS 最新版に基づく認証を取得していること。
(3)財務局等に貸金業者として登録されていること。
(4)財務局等に電子決済等代行業者として登録されていること。
(5)経済産業局等に登録包括信用購入あっせん業者として登録されていること。
(6)日本クレジットカード協会の会員であること。
(7)プライバシーマーク又はＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
(8)収納情報を蓄積し，随時発注者に情報提供することが可能であること。
(9)システムに障害が発生した場合は速やかに対応すること。
(10)必要に応じて，発注者の職員に対して，新設した卓上処理端末機器の操作研修を実施すること。
(11)発注者及び受注者は，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき，個人情報を適切に取り扱うものとする。
(12)本契約に必要な細目は，国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

加盟店契約書(案)

国立大学法人筑波大学

加盟店契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは，乙とそのグループ会社が運営する本カードシステム（以下，各カードシステムを個別に，または総称して「乙提供カードシステム」という。）を利用した甲における信用販売（第 2 条に定義）の取扱いに関する権利義務について，次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第 1 条（適用範囲等）

1.本契約は，甲が信用販売を行う場合における，甲と乙との間の契約関係につき定めるものです。

2.甲が，コンピュータ通信または電話もしくは郵便等の手段を利用するなど，会員からカードの提示を受けず，カード番号等の通知を受けることにより，商品等の販売または提供を行う場合は，別途乙との間で所定の非対面用の加盟店契約を締結するものとし，当該信用販売については当該契約が適用されるものとします。

第 2 条（定義）

本契約において用いられる各用語は，本契約において別段の定義がなされる場合を除き，それぞれ本契約に添付する「定義集」記載の意味を有するものとします。

第 3 条（カード取扱店舗等）

1.甲は，あらかじめ所定の方法で，カード取扱店舗を乙に届出，乙の承認を得るものとします。

2.甲は，カード取扱店舗内外の公衆の見やすいところに乙の定める加盟店標識を掲げるものとします。

3.甲は，乙が会員のカード利用促進等のために，甲の個別の了承なしに，印刷物などに，甲の商号，屋号その他営業に用いる名称および所在地などを掲載または表示することを，あらかじめ異議なく認めるものとします。

4.甲は，カード取扱店舗に対して，本契約を周知徹底させ，遵守させるものとします。

5.甲は，乙に対して，本契約に基づき信用販売を開始する時点において次の各号のいずれにも該当しないこと，ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し，確約するものとします。

①特定商取引法に定められた禁止行為に該当する行為を行ったこと，および直近 5 年間に同法による処分を受けたこと。

②消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行ったこと，および直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けたこと。

③その他乙に届出た事項が真実に反すること。

6.甲は，前項の表明した内容が真実に反すること，または反するおそれがあることが判明した場合，乙に対して，直ちにその旨を申告するものとします。

7.甲は，第 5 項第 1 号もしくは第 2 号に該当する事由が新たに生じた場合，または生じるおそれがある場合，乙に対して，直ちにその旨を申告するものとします。

第 4 条(信用照会端末機)

1.甲は，乙に対し，信用照会端末機の設置を申込むことにより，乙から信用照会端末機を無償で貸与を受けることができます。

2.甲は，信用照会端末機，売上票等ならびに売上集計票その他の信用販売に関する書類等，加盟店標識等の用度品を信用販売を行うために使用するものとし，これらを信用販売以外の目的に使用し，また，これらを第三者に使用させてはならないものとします。

第 5 条(取扱いカードに係る確認等)

1.甲は，信用販売を行うにあたり，第 12 条に定める法令等および基準等に従い，善良なる管理者の注意をもって，提示されたカードの有効性(次項に定める無効カード通知がないことを含む。)およびその提示者とカードの名義人の同一性を確認し，当該カードの利用が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正使用(以下「不正使用」という。)に該当しないことの確認をするものとします。

2.乙は，カード利用状況等により，特定のカードについて，信用販売の取扱いをできない旨の指定(以下「無効カード通知」という。)を行うことができるものとします。

第 6 条(信用販売の方法)

1.甲は，会員がカードを提示して非接触 IC 決済以外の方法による信用販売を求めた場合，当該会員に対して次の要領により信用販売を行うものとします。

①カード券面に記載された有効期限が期限内であることを確認し，有効期限が超過している場合は信用販売を拒絶するものとします。

②IC 対応信用照会端末機を用いて，以下の各事項を行うものとします。

(イ)当該信用照会端末機を用いてカードの有効性を確認すること。

(ロ)乙所定の事項を当該信用照会端末機に入力して乙から信用販売の承認を得ること。

(ハ)会員本人による当該信用照会端末機への暗証番号の入力を求め，当該暗証番号が正しく入力されたことを確認すること。

③提示された磁気カード(IC カードを元に偽造された磁気カードは除く。)または当該信用照会端末機の仕様に起因する事由により暗証番号入力を必要としない場合(暗証番号忘れ等の会員側の事情によるものは除く。)には，上記(ハ)を省略することができるものとします。ただし，乙が指示した場合は，暗証番号の入力に代えて売上票への会員の署名を求めることとします。

④カード券面のカード番号等・カード名義人と売上票等のカード番号等・会員氏名が同一であること，また，顔写真入カードの場合には，カード提示者が当該顔写真と同一人物であることを確認するものとします。

⑤売上票等の控えまたは売上票等に記載した事項の記載のある書面を当該会員に交付するものとします。また，割賦販売法が適用される信用販売の場合においては，同法に定める事項に係る情報を遅滞なく会員に提供するものとします。なお，甲は，当該情報を電子メール等により会員へ提供することができるものとします。

2.甲は，信用照会端末機等の使用にあたり，乙または信用照会端末機設置会社が別に定める信用照会端末機等に関する規約等を遵守するものとします。

3.甲は，会員に対する信用販売に際して信用照会端末機上に「取引保留」の旨のメッセージが表示されたときは，乙が当該会員の本人確認を行う旨を説明した上で乙に電話連絡し，乙の指示に従うものとします。

4.信用照会端末機の故障，電話回線障害等客観的かつ正当な理由で信用照会端末機が使用できない場合，甲は，乙所定の方法により乙の信用販売の承認を得て信用販売を行うものとし，当該信用販売にあたっては，善良なる管理者の注意をもって，提示されたカードの有効性およびカードの提示者とカードの名義人の同一性を確認するものとします。

5.甲は本条に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。

第 6 条の 2（非接触 IC 決済における信用販売の方法）

1.甲は、非接触 IC 決済の方法による信用販売の取扱いに際しては、非接触 IC 取扱端末を設置し、会員がカードを提示して非接触決済の方法による信用販売を求めた場合、当該会員に対して次の要領により信用販売を行うものとします。

①当該会員に対し、非接触 IC 取扱端末にカードをかざすように求め、カードが有効なものであることを確認するとともに、乙から信用販売の承認を得るものとします。

②乙または他のカード会社等が定めた基準額を超えた額の信用販売を行う場合は、会員が暗証番号を入力したことを確認して、信用販売を行うこととします。なお、提示されたカードまたは当該信用照会端末機の仕様に起因する事由により暗証番号入力を必要としない場合（暗証番号忘れ等の会員側の事情によるものは除く。）には、暗証番号入力を省略することができるものとします。ただし、乙が指示した場合は、暗証番号の入力に代えて売上票への会員の署名を求めることとします。

③売上票等の控えまたは売上票等に記載した事項の記載のある書面を当該会員に交付するものとします。なお、甲は、当該情報を電子メール等により会員へ提供することができるものとします。

2. 甲は、非接触 IC 取扱端末の非接触IC決済を取扱う機能の故障等、客観的かつ正当な理由で非接触 IC 決済取扱端末が使用できない場合には、カードを提示した会員に対し非接触IC決済による信用販売を行うことができません。この場合、甲は、前条の方法に従って信用販売を行うものとし、それが不可能な場合には、当該会員との間での信用販売を断るものとします。このとき、いかなる理由があっても乙は甲に対する一切の責任を負わないものとします。

3.甲は本条に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。

第 7 条（信用販売の種類）

1.甲が取扱うことができる信用販売の種類は，クレジットカードについては，1 回払い，2 回払い，分割払い（ボーナス併用分割払いを含む。），ボーナス一括払いおよびリボルビング払いとし，クレジットカード以外のカードについては乙が認める種類のみとします。なお，1 回払い以外の信用販売の種類については，乙が承認したカード取扱店舗に限り取扱いができるものとします。また，分割払いの分割回数は乙が認める回数を取扱うことができるものとします。

2.前項にかかわらず，カード会社等のうち，日本国外の会社または組織・金融機関が発行するカードの取扱いについては，1 回払いのみとします。

3.信用販売の種類のうち，第 1 項のボーナス一括払いの信用販売取扱期間は別表（ボーナス一括払いの信用販売期間）のとおりとします。

4. 乙は，乙が金融情勢および社会情勢の変動や甲の信用状態の変動等により必要があると認めた場合，本条に定める事項につき，乙が合理的と判断した範囲において，甲乙協議のうえ変更できるものとします。

第 8 条（商品等の引渡し・提供）

1.甲は，信用販売を行った場合，会員に対し，直ちに商品等を引渡しまたは提供するものとします。なお，信用販売を行った日に商品等を引渡しまたは提供することができない場合には，甲は，会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期または提供時期を通知するものとします。

2.甲は，信用販売に係る商品等を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合において，会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期，引渡期間または提供時期，提供期間を通知するものとします。また，この場合において，甲の事由により商品等の全部または一部の引渡しまたは提供することが不能または困難となったときは，甲は直ちにその旨を会員および乙に連絡するものとします。

第 9 条（信用販売における遵守事項等）

1.甲は，正当な理由がない限り，会員の目の届かない場所で売上票等の作成等の信用販売に関する手続を行うことはできません。また，第 11 条第 2 項の場合を除き，会員からカードを回収，預かりまたは保管することはできません。

2.甲は，提示を受けたカードまたは売上票等が汚損，破損等し，売上票等の記載事項の全部または一部の読取が不能なもの（不鮮明なものを含む。）は取扱うことはできません。また，売上票等記載金額の訂正はできません。

3.甲は，乙が甲に交付した売上票等または乙が事前に承認した売上票等を用いて信用販売するものとし，他の加盟店等が交付を受けた売上票等を流用することはできません。また，乙から交付を受けた売上票等は，甲の責任において保管，管理し，他に譲渡する等の行為は一切できません。

4.信用販売額は，当該信用販売に係る信用販売代金に限られるものとし，現金の立替，過去の売掛金等またはこれらを含めた金額を信用販売額として記載することはできません。また，信用販売額，売上日，信用販売の種類等につき不実の記載をしてはならないものとします。なお，記載金額に誤りがある場合には，当該売上票等を破棄し，新たに本契約に定めるところに従い売上票等を作成するものとします。また，通常 1 つの売上票等で処理すべき信用販売額を分割して複数の売上票等で処理することはできません。

5.甲は，取扱商品に関する次条の定めを遵守し，また，違法もしくは不適切な方法による商品等の信用販売およびその他これらに類する不正，不健全な信用販売をしてはならないものとします。

6.甲は，第三者が有する債権を当該第三者から譲受けまたは当該第三者に代わって甲による信用販売に係る債権として乙に立替払いを請求することはできません。

7.甲は，乙の承認のないカード取扱店舗での信用販売の取扱いはできないものとします。

8.前各項の他，甲は，本契約等または法令，商慣習等に反した信用販売の取扱いはできません。

9.提示されたカードにつき，カード提示者とカード名義人の同一性に疑いがある場合，同一人物が異なる名義の複数のカードを提示する場合，あるいは異常に大量または高価な購入申込みの場合，換金を目的としたカード

利用の疑いがある場合等，信用販売の申込みに不審な点が認められる場合は，甲は，乙に連絡して，乙の指示に従うものとします。

10.甲は，他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても，会員から乙発行のカードを提示して信用販売を求められた場合には，当該信用販売の承認を他のカード会社等から得てはならないものとします。ただし，システム障害により乙からの信用販売の承認を得られない場合等やむをえない場合はこの限りではありません。

11.甲は，他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても，第 6 条第 1 項，同条第 4 項，第 6 条の 2 第 1 項または同条第 2 項に基づき乙から信用販売の承認を得た場合には，他のカード会社等に対し，当該承認を得た信用販売に係る信用販売代金の立替払いの請求または当該信用販売に係る債権の譲渡を行ってはならないものとします。ただし，システム障害により乙に対する立替払いの請求が不能となった場合等やむをえない場合はこの限りではありません。

12.甲は，提携会社のロゴまたはマーク等の使用について，提携会社の定める基準または乙もしくは提携会社の行う指示に従って行うものとします。また，甲は，提携会社のロゴまたはマーク等の使用または表示については，加盟店契約の終了または乙もしくは提携会社が停止を通知した場合には停止するものとします。

13.甲は，その事業の遂行（本契約に基づく信用販売に限らない。）において，甲に適用される一切の法令および行政通達等を遵守しなければならないものとします。

第 10 条（取扱商品）

1.甲は，取扱商品等の概要について，原則として事前に乙に届出るものとし，乙の承認を得るものとします。なお，乙の承認を得た後に，取扱商品等の内容を変更する場合についても同様とします。

2.甲は，乙の承認を得た後においても，乙より取扱商品等について，取扱中止要請があった場合は，その指示に従うものとします。

3.甲は，本契約に基づく信用販売においては，以下の商品等を取扱うことはできないものとします。

①金券，金地金または有価証券。

②公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。

③銃刀法，麻薬取締法，ワシントン条約，医薬品医療機器等法その他の関連法令の定めに違反するものまたはそのおそれのあるもの。

④第三者の肖像権，著作権，知的財産権，その他権利などを侵害するものまたはそのおそれのあるもの。

⑤乙が甲に対し通知し，または乙の WEB サイトへの掲載その他合理的方法により公表する，乙もしくは提携会社が甲における取扱いを禁止した商品等。

⑥提携会社の規則等により取扱いが禁止されるもの（提携会社が公序良俗に反すると判断したものおよび提携会社の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含む。）。

⑦会員との紛議もしくは不正使用の実態等に鑑みまたは乙および提携会社のブランドイメージ保持の観点から，乙が不適当と判断したもの。

⑧その他乙が不適当と判断したもの。

4.甲は，原則として旅行商品，酒類その他の販売または提供にあたり許認可を得るべき商品等の信用販売をする場合は，あらかじめ乙にこれを証明する関連証書類を提出し，乙の承諾を事前に得るものとします。また，甲が

上記の許認可を喪失した場合は，直ちにその旨を乙に通知し，当該商品等の信用販売を取扱わないものとします。

5.甲は，乙が承認した場合以外は，ギフトカード・商品券・印紙・切手および乙が別途指定する商品等について信用販売を行わないものとします。

第 11 条（無効カード等の取扱い）

1.甲は，次の各号のいずれかに該当するときは，カード提示者に対する信用販売を拒絶するものとします。

①無効カード通知のあるカードの提示を受けたときまたは第 6 条第 1 項，同条第 4 項，第 6 条の 2 第 1 項もしくは同条第 2 項に基づき乙から信用販売の承認を得られないとき。

②明らかに偽造，変造もしくは模造と判断できるカードまたは破損等したカードの提示を受けたとき。

③カード記載の署名と売上票に記載された署名が明らかに相違するとき。

④カード券面のカード番号等と売上票等のカード番号等が明らかに相違するとき。

⑤カード提示者とカード名義人の同一性に疑いがあるとき。

⑥カード提示者の所作等が明らかに不審であるとき。

⑦乙の WEB サイトもしくは「カードお取扱いの手引き」への掲載その他合理的方法によって公表する不審な行為があったとき。

⑧その他カードの利用等について不審と思われるとき。

2.前項各号のいずれかに該当する場合，甲は，当該カードの回収および保管に努めるものとします。また，この場合，カード回収の成否の如何を問わず，また事前事後にかかわらず，直ちに乙に対して当該事象を連絡し，乙の指示に従うものとします。

第 12 条（円滑な信用販売および法令等の遵守）

1.甲は，信用販売に関し，会員に対して掲示等する広告その他の書面等および信用販売の方法等について，割賦販売法，資金決済法，特定商取引法，景品表示法，消費者契約法，個人情報保護法その他の法令（以下「法令等」という。）ならびに本契約，乙が定める「カードお取扱いの手引き」および次項に規定される乙が信用販売の方法等について定める基準（乙が当該基準を変更したときは変更後の基準を含むものとします。以下これらを総称して「基準等」という。）を遵守するものとします。

2.甲は，乙が，提携会社の規則，クレジットカード・セキュリティガイドラインその他実務上の指針等をふまえて，以下の各号記載の事項を含む信用販売の方法等についての基準を定めたときは，当該基準を遵守の上で信用販売を行うものとします。なお，乙は，当該基準を甲に通知し，または，乙の WEB サイトへの掲載その他合理的方法により公表します。

①カード番号等の管理に必要な情報セキュリティの基準。

②前号の基準を満たすために必要な措置。

③カードまたはカード番号等の不正使用を防止するために必要な基準。

④前号の基準を満たすために必要な措置。

⑤その他乙が必要と認めた事項。

3.乙は，甲の行う信用販売について会員等から苦情があった場合，その他乙が必要と認めた場合には，その信用販売が乙に届出たところに従って行われているかどうか，ならびに信用販売方法等が法令等および基準等に適合しているか否か適宜調査することができるものとし，甲は，この調査に協力するものとします。

4.乙は，甲の行う信用販売について甲の取扱商品等または信用販売の方法等が本契約に基づく信用販売として不適当と判断した場合，甲のセキュリティ保持の措置を不適当と判断した場合，または，会員等からの苦情対応のため必要と判断した場合には，甲に対しこれらの変更・改善等の措置を請求できるものとし，甲は，乙からの請求に応じて，直ちに変更・改善等の措置をとるとともにその結果を乙に通知します。

5.前項の場合，乙は，甲による変更，改善等の措置がとられるまでの間は，信用販売を禁止等し，またはこれとともに信用販売に係る信用販売代金の立替払いを留保することができるものとします。なお，留保金には利息を付さないものとします。

第 13 条（不利益な取扱いの禁止）

甲は，カードを提示した会員に対して正当な理由なくして信用販売を拒絶し，または直接現金での支払もしくは当該カード以外のクレジットカードその他の支払手段による支払を要求する等の行為はできないものとします。また，会員に現金客と異なる代金等を請求する，または，取扱商品等もしくは信用販売の対象とする商品等の代金額または提供の対価の額につき制限を設けるなど，会員に不利益となる差別的な取扱いをすることはできないものとします。

第 14 条（立替払いの請求）

1.甲は，乙による信用販売の承認のあった日から原則として 7 日以内（別途乙が通知する場合にはその期限まで）に乙所定の方法により乙に対して売上データを提出し，信用販売代金の立替払いの請求を行うものとします。この場合，乙が売上票（暗証番号の入力に代えて会員署名を求めた場合は会員署名のある売上票）の提出を求めたときは，甲は速やかに提出するものとします。

2.甲は，乙が特に認めた場合は売上データの提出に代えて，信用販売に係る売上票を信用販売の種類ごとに取り纏め売上集計票に添付して提出することにより，信用販売代金の立替払いの請求をすることができるものとします。

第 15 条（立替払い）

1.乙の甲に対する信用販売代金の立替払いについては，乙が甲より提出を受けた売上データが乙において事故なく読み込まれた日（ただし，甲が乙に対し，前条第2項の方法により立替払いの請求を行う場合には，売上集計票および売上票等の乙到着日）を基準とし，信用販売の種類区分に応じて，別表（売上の締切日・立替払日）に定める各締切日までに読み込まれた分または到着した分を，当該各締切日に対応する別表（売上の締切日・立替払日）に定める立替払日に，当該読み込まれた分または到着分に係る信用販売代金から第 16 条に定める所定の加盟店手数料を差引いた金額を甲指定の金融機関口座に振込む方法により行うものとします。ただし，別途，甲と乙が個別に合意した場合には，当該合意内容に従うものとします。また，甲が第 35 条の各号のいずれかに該当する場合には，乙は甲に対し，通知した上で立替払日を変更することができるものとします。

2.前項の乙からの立替払日が金融機関休業日の場合，立替払日が 15 日のときは翌営業日，月末日のときは前営業日を立替払日とします。

3.乙は，第 1 項の支払を第三者に委託できるものとします。

4.第 1 項にかかわらず，甲が指定する金融機関口座の名義人が，加盟店契約名義（加盟店契約名義が個人の場合は当該個人の氏名を指し，甲が法人または団体の場合は商号その他の正式名称を指す。）と一致しない場合，乙が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かにかかわらず，乙は当該口座への振込みを行わないことができ，甲に対して，振込口座の変更を求めることができるものとします。なお，この場合，乙は振込口座の変更手続により，別表に定める立替払日に振込むことができない場合であっても，当該振込みが遅延したことに係る遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

5. 乙は，乙が金融情勢および社会情勢の変動や甲の信用状態の変動等により必要があると認めた場合，本条に定める事項につき，乙が合理的と判断した範囲において，甲乙協議のうえ変更できるものとします。

6.乙は，甲に対する信用販売代金の立替払いにあたり，乙が合理的手段（乙の WEB サイトへの掲載を含む。）により公表する方法にて，立替払いの内容を原則通知するものとします。この場合，乙は，事前に告知することで，書面による通知に係る手数料等を請求することができるものとします。

第 16 条（加盟店手数料）

1.甲は，乙に対して信用販売に係る加盟店手数料を支払うものとします。加盟店手数料の額は，次の各号に定めるとおりとします。

本カードシステムを利用したときは，信用販売額に対して本カードシステム本の利用に関する別表（加盟店手数料の料率）に定める信用販売の種類区分に応じた所定の料率を乗じた額とし，1 円未満は切捨てとします。

2. 乙は，乙が金融情勢および社会情勢の変動や甲の信用状態の変動等により必要があると認めた場合，本条に定める事項につき，乙が合理的と判断した範囲において，甲乙協議のうえ変更できるものとします。

3. 甲の作為または不作為に関連して，乙が提携会社等から手数料等を徴求された場合には，甲は，当該手数料等の相当額を，乙に支払うものとします。

第 17 条（商品の所有権移転）

1.甲が会員に信用販売を行った商品の所有権は，第 15 条に基づき乙から甲宛に支払が行われた時に甲から乙に移転するものとします。ただし，乙から支払われた後に，第 18 条，第 22 条等に基づき信用販売代金の支払が取消された場合，当該商品の所有権は甲が支払済の信用販売代金を乙に返還したときに甲に復帰するものとします。

2.甲が，偽造，変造もしくは模造されたカードの使用または第三者によるカードもしくはカード番号等の使用等により，会員本人以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても，乙が甲に対し支払を行った場合には，信用販売を行った商品の所有権は，乙に帰属するものとします。なお，この場合にも前項のただし書の規定を準用するものとします。

3.信用販売した商品の所有権が甲に属する場合でも，乙が必要と認めたときは，乙は，乙の甲に対する通知の有無にかかわらず，甲に代って商品を回収することができるものとします。

第 18 条(キャンセル処理)

1.会員から信用販売の取消，もしくは解約，商品等の返品，変更等の申出(ただし，第 19 条第 1 項を理由とする申出を除く。)があり，甲がこれを受け入れる場合には，甲は乙所定の方法により，速やかに信用販売の取消等の対応を行うものとします。

2.前項に基づき取消等した信用販売に係る信用販売代金が乙による支払前の場合，乙は当該信用販売代金の支払を行わないものとします。また，前項に基づき取消等した信用販売に係る信用販売代金が既に乙より甲に支払済の場合，甲は乙の請求により乙所定の方法で当該支払済の信用販売代金を乙に返還するものとします。また，乙は，次回以降に支払予定の信用販売代金よりこれを差引くことができるものとします。なお，次回以降に支払予定の信用販売代金が差引くべき金額に足りないときは，甲は乙の請求によりその不足額を支払うものとします。

3.甲が第 6 条第 1 項，同条第 4 項，第 6 条の 2 第 1 項または同条第 2 項に基づき乙から信用販売の承認取得後，立替払いの請求を行わない場合，甲は，乙所定の方法により，速やかに承認取消処理を行うものとします。

第 19 条(商品等の契約不適合・会員のカード利用否認)

1.甲が，次の各号のいずれかに該当する場合，甲の責任において，対処，解決にあたるものとします。

①信用販売した商品等につき，その全部または一部の引渡しまたは提供がない場合。

②信用販売した商品等の種類，品質もしくは数量または移転した権利が当該契約の内容に適合せずまたは故障等が生じた場合。

③信用販売の勧誘方法，広告方法，販売方法，商品等の引渡し・提供方法，商品等のアフターサービス上，その他の事由により会員から苦情，要請，相談等があったとき，またはこれらにより会員との間で紛議等が生じた場合。

④信用販売した商品等の代金につき，正しい代金額と乙に提出された売上票等の金額に差異があり，甲にて売上票等の金額を修正または甲からの申し出に基づき乙にて売上票等の金額を修正した場合において，これにより会員との間で紛議等が生じた場合。

⑤甲が第 22 条 1 項 5 号もしくは 6 号に該当する売上票等を提出し，これにより会員との間で紛争等が生じた場合。

⑥会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出があった場合。

2.前項の場合において，会員もしくはカード会社等が乙に対するカード利用代金の支払を拒んだときまたは会員もしくはカード会社等の乙に対する当該支払が滞ったとき，当該信用販売代金の甲に対する支払は以下のとおりとします。

①当該信用販売代金が支払前の場合，乙は当該信用販売代金の支払を留保できるものとします。

②当該信用販売代金が支払済の場合，甲は乙から請求あり次第直ちに当該信用販売代金相当額を返還するものとします。

③乙が甲に通知した日から 2 ヶ月以内に前項の紛議等が解消した場合，乙は甲に当該信用販売代金を支払うものとします。

3.甲は，第 1 項の紛議等の解決にあたり，乙の事前の承諾なく，当該会員に対して，信用販売代金相当額その他の金銭の交付を行わないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は甲の責任とします。

第 20 条(支払停止の抗弁)

1.会員がカード会社等からのカード利用代金の請求に対し，支払停止の抗弁を主張したことが判明したときは，乙は甲にその旨を通知するものとし，甲は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。

2.前項に該当する場合，当該代金の甲に対する支払は前条第 2 項を準用します。

3.第 1 項の抗弁事由の解消に際しては，前条第 3 項を準用します。

第 21 条(期限の利益の喪失・相殺)

1.甲が本契約または乙との他の契約に基づくいずれかの債務の一つでもその支払を遅滞した場合，甲は，乙からの書面による通知によって，乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。

2.乙は，乙が甲に対して有する一切の債権(本契約に基づく債権に限らない。)と，乙が甲に対して負担する一切の債務(本契約に基づく債務に限らない。)とを，その支払期限の如何にかかわらず，対当額をもって相殺することができるものとします。この場合，乙は書面により通知するものとします。

3.前項に基づく相殺にあたっての，手数料および利息等の計算は，その期間を相殺通知の到達の日までとします。

第 22 条(支払の留保・支払金の返還)

1.乙は，第 15 条の規定にかかわらず，売上票等または売上票等に係る信用販売が次の各号のいずれかに該当する場合には，当該信用販売に係る乙の信用販売の承認の有無にかかわらず，甲に対し当該信用販売に係る信用販売代金の支払を行わないものとします。また，当該信用販売代金が支払済の場合には，甲は，乙の選択により，乙の請求があり次第直ちに当該代金を返還するか，または当該代金を甲に対する次回以降に支払予定の信用販売代金から差引くことにより返還するものとします。

①会員より自己の利用によるものではない旨の申出が，乙，他のカード会社等または甲にあったとき。

②売上票等が正当なものでないとき，または売上票等の内容に不実不備があるとき。

③本契約に基づき取扱うことのできるカード以外のクレジットカードその他の支払手段にて信用販売を行い，乙宛に支払請求をしたとき。

④第 5 条，第 6 条，第 6 条の 2，第 9 条，第 10 条，第 11 条，第 12 条または第 28 条に反して信用販売を行ったとき。

⑤乙による信用販売の承認のあった日から 7 日を超え，60 日以内に乙が受領した売上票等であって，当該売上票等に係る会員のカード利用代金が，乙において会員より回収することが困難または不能(他のカード会社等の乙に対するカード利用代金の支払拒絶や支払取消によって回収が困難または不能となった場合を含む。)となったとき。

⑥乙による信用販売の承認のあった日から 60 日を超えて乙が受領した売上票等であるとき。

⑦原因となる信用販売に関し，第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかに起因する苦情，紛議等については甲もしくは会員またはカード会社等から乙が通知を受けた日から，また第 20 条の抗弁事由については乙から甲が通知を受けた日から 2 ヶ月を経過しても解決しないとき。

⑧会員が商品等の売買契約または役務提供契約を解約したにもかかわらず，第 18 条に定める手続を行わないとき。

⑨甲の事情により，会員に対する商品等の引渡し，提供が困難になったとき。
⑩甲が第 39 条に定める調査，報告，資料の提出または協力をしないとき。
⑪提示されたカードがICカードまたはICカードを元に偽造された磁気カードにもかかわらず，IC 対応信用照会端末機を使用せずに信用販売を行った場合において，会員より自己の利用によるものではない旨の申出が，乙，他のカード会社等または甲にあったとき。
⑫甲から提出された売上票等・売上請求に疑義があることを理由として第 39 条に定める調査が開始された場合において，当該調査開始日から 30 日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき。
⑬乙が第 35 条に基づき本契約を解除した日以降または第 34 条により甲もしくは乙が本契約を解約するために申出た指定解約日以降に信用販売されたものであるとき。
⑭その他，信用販売が本契約等のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

2.乙は，第 15 条の定めにかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合には，当該事由が解消するまでの間，信用販売代金その他乙が甲に支払うべき金額の全部または一部の支払を留保することができるものとします。
①乙が，甲から提出された売上票等または売上請求に疑義があると判断したとき。
②甲が第 35 条各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると乙が認めたとき。
③乙が，売上票等または売上票等に係る信用販売について前項各号のいずれかに該当するまたはそのおそれがあると認めたとき。
④甲が，乙との本契約以外の加盟店契約について，その支払留保事由に該当したとき。

3.前項の支払留保後に当該留保事由が解消し，乙が当該留保金の全部または一部の支払を相当と認めた場合には，乙は甲に対し当該相当と認めた金額を支払うものとします。なお，この場合，乙は甲に対し，遅延損害金，損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし，甲はこれらを乙に請求しないものとします。

第 23 条（会員との継続的取引の中途解約）

甲は，継続的取引契約を締結した場合において，当該会員が法令に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申出たとき，または，乙の承認を得た上で，当該会員との合意により当該継続的取引契約を中途解約するときは，直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該会員と合意した内容の精算方法を乙へ通知するものとします。

第 24 条（加盟料，加盟店標識代金など）

1.甲は乙所定の加盟料を負担する場合があることを承認するものとします。また，甲は有料の加盟店標識，サービスマーク（デジタルデータ化されたものを含む。），その他備品などに対し，乙所定の代金を支払うものとします。

2.甲は，本契約が終了した場合であっても，前項の加盟料，その他の代金が返却されなくとも異議ないものとします。

第 25 条（商品等の受領書）

甲は，乙が求めた場合は，信用販売に係る会員の商品等の受領書または信用販売した商品等の明細書を乙に提出するものとします。

第 26 条(地位の譲渡等)

1.甲は，本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2.甲は，甲の乙に対する債権を第三者に譲渡，質入等をできないものとします。

3.乙は，本契約上の地位の一部または全部を第三者に譲渡できるものとし，甲はあらかじめこれを承認するものとします。

第 27 条(秘密情報およびカード番号等の管理責任)

1.甲は，信用販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き，カード番号等を取扱ってはならないものとします。また，甲は第 3 項を遵守し第 12 条に定める基準を満たした上で暗号化したカード番号を保管する場合を除き，カード番号等を一切保管してはならないものとします。

2.甲は，本契約に基づく信用販売を行う上で知り得た秘密情報を万全に保管し，法令等に基づき開示請求された場合を除き，乙の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供，開示または漏洩してはならないものとします。また，甲は，秘密情報を信用販売を行う目的以外の目的に利用してはならず，当該利用目的に従った利用が終了次第速やかに甲の責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとします。

3.甲は，自らの責任において，秘密情報およびカード番号等を漏えい，滅失もしくは毀損し，または第三者に閲覧，改ざんもしくは破壊されることがないよう必要な措置を講じ，善良なる管理者の注意をもって保管，管理するものとします。また，乙は甲に対して第 12 条第 2 項第 1 号に定める基準を別途指定することができ，この場合，甲は当該基準を遵守するものとします。

4.甲は，本条の内容を遵守するために社内規程の整備，従業員教育，監督その他の必要な措置，および第 12 条第 2 項第 2 号に定める措置として乙に届け出た措置その他乙から指定された措置をとるものとします。

5.甲は，秘密情報またはカード番号等が漏えい，滅失もしくは毀損する事故が生じた場合，または当該事故が生じた可能性がある場合，甲の故意，過失の有無にかかわらず，直ちにその旨を乙に報告するものとします。

6.乙は，甲に前項の事故が生じまたはその可能性があると判断する合理的な理由がある場合，甲に対して当該事故の事実の有無，可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ，甲はこれに応じるものとします。

7.甲は，第 5 項の事故が生じた場合，その原因を詳細に調査の上，当該調査結果を直ちに乙に報告するとともに被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとし，また，漏洩，滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について，必要に応じて公表するものとしまたは影響をうける会員に対してその旨を通知するために必要な措置をとるものとします。なお，甲はその調査を自らの負担にて行うものとし，乙は必要と認める場合には，事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし，甲は選定された会社等による調査を行うものとします。また，甲は，策定した被害拡大の防止策および再発防止策を直ちに実施するものとし，その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく乙に書面にて通知するものとします。乙が別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し，甲に実施を求めた場合は，甲はその内容を遵守するものとします。

8.第 5 項の事故が生じた場合であって，乙が必要と認めるにもかかわらず，甲が遅滞なく前項に定める事故事実等の公表や，会員に対する通知のために必要な措置(影響を受けた会員の特定のための情報提供等)をとらない場合には，乙は甲の同意を得ることなく，自らその事実を公表し，または会員に対する通知のために必要な措置(影響を受けた会員の特定のための情報提供等)をとることができるものとします。

9.甲の責に帰すべき事由により，第 5 項の事故が生じ，その結果，会員，乙，カード会社等その他の第三者に損害が生じた場合，甲は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお，当該損害の範囲には，次の各号に掲げるものが含まれ，かつ，これらに限定されないものとします。

①カードの再発行に関わる費用。

②不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。

③カードまたはカード番号等の不正使用による損害額。

④当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等その他の一切の損害金を含む。以下同じ。）として，提携会社から乙が請求を受けた費用。

⑤当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等として，カード会社等その他の第三者から乙が請求を受けた費用。

10.本条の規定は，本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第 28 条（カード番号等の不正使用への対応責任）

1.甲は，カードまたはカード番号等の不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとします。また，乙は甲に対して，第 12 条第 2 項第 3 号に定める基準を別途指定することができ，この場合，甲は当該基準を遵守するものとします。

2.甲は，本条の内容を遵守するために社内規程の整備，従業員教育，監督その他の必要な措置，および第 12 条第 2 項第 4 号に定める措置をとるものとします。

3.甲は，カードもしくはカード番号等の不正使用が発生した場合，またはカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した可能性がある場合，甲の故意，過失の有無にかかわらず，直ちにその旨を乙に報告するものとします。

4.乙は，甲に前項のカードもしくはカード番号等の不正使用が発生しまたはその可能性があると判断する合理的な理由がある場合，甲に対して，カードまたはカード番号等の不正使用発生事実の有無，可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ，甲はこれに応じるものとします。

5.甲は，第 3 項のカードまたはカード番号等の不正使用が発生した場合，その原因を詳細に調査の上，当該調査結果を直ちに乙に報告するとともに被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとします。なお，甲はその調査を自らの負担にて行うものとし，乙は必要と認める場合には，事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし，甲は，選定された会社等による調査を行うものとします。また，甲は，策定した被害拡大の防止策および再発防止策を直ちに実施するものとし，その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく乙に通知するものとします。乙が別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し，甲に実施を求めた場合は，甲はその内容を遵守するものとします。

第 29 条（業務の委託）

1.甲は，乙の書面による事前の承諾なく，本契約等に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者に委託することはできないものとします。

2.甲は，乙が本契約等に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者に委託することを承諾した場合においても，本契約等に定める全ての義務および責任を免れないものとします。また，業務代行者が委託業

務に関連して，乙または他の第三者に損害を与えた場合，甲は業務代行者と連帯して乙および他の第三者の損害を賠償するものとします。

3.甲は，業務代行者が本契約等に定める全ての義務および責任を遵守するよう，指導する責任を負うものとします。なお，業務代行者において第 27 条第 5 項の事故が生じた場合，乙は甲を通じて業務代行者に被害拡大の防止策および再発防止策を指導できるものとします。また，甲は業務代行者が行う委託業務に関し，責任を負うものとします。

4.前二項に加え，甲が乙の承諾を得た上で，カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には，甲は，以下の各号に従うものとします。

①カード番号等の取扱いの委託先となる業務代行者が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。

②業務代行者に対して，第 27 条第 1 項から第 7 項，第 9 項および第 10 項に定める義務，第 28 条に定める義務，ならびに第 39 条第 1 項および第 2 項後段に定める義務と同等の義務を乙に対し負担させること。

③業務代行者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的または必要に応じて確認するとともに，必要に応じてその改善をさせる等，業務代行者に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと。

④業務代行者があらかじめ甲の承諾を得ることなく，第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。

⑤業務代行者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には，甲は，必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除できる旨を委託契約に定めること。

第 30 条(変更事項の届出)

1.甲は，加盟店申込書に記載または別途乙に届出た商号，所在地，代表者，電話番号，カード取扱店舗，業種，取扱商品等，指定金融機関口座，第 12 条第 2 項第 2 号および第 4 号に定める措置のうち甲が講じる措置，その他の事項，ならびに乙が甲に対しあらかじめ通知する事項に変更が生じた場合には，遅滞なく乙所定の方法により届出を行い乙の承認を得るものとします。

2.前項の届出がなかったことにより，乙からの通知，送付書類，振込金その他が延着し，または到着しなかった場合には通常到着すべきときに甲に到着したものとみなします。また，この場合において，乙からの通知，送付書類または振込金等の受領に関し甲と第三者との間で紛議が生じた場合，甲は自らの責任において解決にあたるものとし，乙に一切の迷惑をかけないものとします。

3.乙の責によらずに前項の延着，不到着の事態が生じた場合も前項と同様とします。

第 31 条(信用販売の停止)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当する場合，乙は，甲に通知することなく，本契約に基づく信用販売を一時的に停止すること(甲が使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用を一時的に停止とすることおよび信用販売の承認を保留とすることを含む。)ができるものとし，甲は乙が再開を認めるまでの間，信用販売(信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による信用販売)を行うことができないこととします。なお，甲は乙に対し，本項に基づく信用販売の停止を理由として，損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。

①第 27 条第 5 項に記載する秘密情報またはカード番号等に関わる事故が生じた疑いがある場合。
②甲が第 35 条各号のいずれかに該当する疑いがある場合。
③甲においてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した，または発生し得る疑いがある場合（第 6 条第 1 項，同条第 4 項，第 6 条の 2 第 1 項または同条第 2 項に基づき甲が乙に承認を求めた信用販売について，乙所定の不正使用検知システム等によりカードまたはカード番号等の不正使用の疑いがあると判定された場合を含む。）。
④甲における信用販売に関して，他のカード会社等より，甲においてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した，または発生し得る疑いがある旨の通知を乙が受領した場合。
⑤甲が 1 年間以上の期間にわたり，本契約に基づく信用販売を行っていない場合。
⑥第 9 条に違反したとき，または違反するおそれがあるとき。
⑦甲が本契約等に違反した場合その他，円滑な信用販売を行う上で乙が必要と認めた場合。

2. 乙は，以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合，乙の判断で本契約に基づく全部または一部の信用販売を一時的に停止すること（甲が使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用を一時的に停止することを含む。）ができるものとし，甲は乙が再開を認めるまでの間，信用販売（信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による信用販売）を行うことができないこととします。この場合，乙は，緊急の場合を除き，乙所定の方法でその旨を甲に通知するものとします。なお，甲は乙に対し，本項に基づく信用販売の停止を理由として，損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。
①天災，停電，通信事業者の通信設備異常，コンピュータシステムの異常，戦争等の不可抗力によりカードの取扱が困難であると乙が判断した場合。
②コンピュータシステム保守，その他乙が止むを得ない事情でカードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第 32 条（反社会的勢力との取引拒絶）

1.甲は，甲および甲の親会社・子会社等の関係会社，ならびにこれらの役員および従業員等が，現在，暴力団員等，テロリスト等または日本政府，外国政府もしくは国際的機関が経済制裁の対象として指定する者，その他これらに準ずるか，密接な関係を有する者（疑いがある場合を含む。以下本条において同じ。）に該当しないこと，および次の各号のいずれにも該当しないこと，ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し，確約するものとします。
①暴力団員等またはテロリスト等が，経営を支配していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等またはテロリスト等が，経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③自己，自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的，または第三者に損害を加える目的をもってするなど，不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。
④暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し，または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.甲は，甲または甲の代表者その他甲の経営に実質的に関与している者が，自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③乙との取引に関して，脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為。

④風説を流布し，偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し，または乙の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

3.乙は，甲が前二項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には，本契約を解除することができるものとします。

4.前項に基づき本契約が解除される場合，乙は，当該解除に起因または関連して甲が被るいかなる損失および損害についても何らの債務も責任も負わないものとし，また，甲は，第 1 項もしくは第 2 項の違反または前項に基づく解除に起因または関連して乙が被る一切の損失または損害について賠償する義務を負うものとします。

第 33 条(定めのない事項，契約等の変更)

1.本契約等に定めのない事項については，甲乙協議のうえ定めるものとします。

2. 法令等が改廃された場合，乙提供カードシステムその他乙の業務内容に変更の必要性が生じた場合，その他合理的必要性がある場合には，甲乙協議のうえ，必要な範囲で，本契約等を変更できるものとします。

3. 乙は，前項の変更をした場合には，甲に対し変更後の契約内容を通知するものとします。

第 34 条(契約の期間)

1.本契約の有効期間は令和 9 年 3 月 27 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

2.前項の定めにかかわらず，甲または乙は，相手方に対し書面による 3 ヶ月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとします。

第 35 条(契約の解除)

甲が，次の各号のいずれかに該当する場合には，乙は甲に対し，催告することなく，直ちに本契約を解除できるものとします。なお，この場合において，乙に損害(提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害)が生じたときは，本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

①加盟店申込書の記載事項または第 30 条第 1 項の届出事項を偽って記載または届出したことが判明したとき。

②他のカード会社等との取引に係る場合も含めて，信用販売制度を悪用していると乙が判断したとき。

③営業または業態が公序良俗に反すると乙が判断したとき。

④甲またはその代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき，もしくは支払停止または支払不能になったとき。

⑤差押，仮差押，仮処分の申立てもしくはその命令または滞納処分を受けたとき。

⑥破産手続開始，民事再生手続開始，会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき，私的整理を行う旨の通知があったとき，または合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。

⑦甲またはその代表者もしくはその従業員，その他甲の関係者が割賦販売法，特定商取引法，消費者契約法その他の法令，条例等に違反したとき。または行政，司法当局より指導，注意，勧告，命令，処分等を受け，乙が本契約の解除が相当と判断したとき。

⑧監督官庁から営業の停止または許認可等の取消の処分を受けたとき。

⑨甲またはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたと乙が認めたとき。

⑩第 22 条，第 24 条等に反し，乙に対する債務の履行を遅滞し，相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。

⑪第 26 条に反し，甲の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき。

⑫会員からの苦情，他のカード会社等からの情報，乙が加盟する加盟店情報機関の登録情報など，外部から得た情報をもとに，乙が加盟店として不適当と認めたとき。

⑬乙に届出たカード取扱店舗が所在地に実在しないとき，または乙に届出た電話番号にて乙からの連絡ができないとき。

⑭甲から提出された売上票等または取消伝票等の成立に疑義があり，乙が加盟店として不適当と認めたとき。

⑮甲が取扱った信用販売について，無効，紛失，盗難，偽造カードによるもの，またはカード名義人以外の第三者によるカードもしくはカード番号等の不正使用によるものの割合が高いと乙が認めたとき。

⑯甲が取扱った信用販売について，会員の換金目的によるカード利用の割合が高いと乙が判断したとき，または会員のカード利用が換金目的であることが明らかである場合に，甲がその換金行為に加担するなど，不適切な信用販売を行っていると乙が判断したとき。

⑰甲の故意，過失の有無にかかわらず，秘密情報またはカード番号等が第三者に提供，開示されもしくは漏洩する事故が生じたと乙が判断したとき。

⑱甲が乙の会員であって，乙が会員資格を喪失させる手続をとったとき。

⑲甲またはその代表者が，乙との他の契約において，当該契約に基づく乙に対する債務の履行を遅滞し，期限の利益を喪失したとき。

⑳乙との本契約以外の他の契約について，その契約解除事由に該当したとき。

㉑第 12 条，第 27 条，第 28 条または第 39 条のいずれかに定める義務を履行しないとき。

㉒第 3 条第 5 項もしくは第 32 条第 1 項に基づき表明した事項の全部もしくは一部が事実でないとき，またはその疑いがあるとき。

㉓第 3 条第 5 項，第 32 条第 1 項もしくは第 2 項の確約に違反したとき，または違反するおそれがあるとき。

㉔その他甲が本契約等に定める義務を履行しないとき。

第 36 条(契約終了後の処理)

1.第 34 条または第 35 条により本契約が終了した場合，契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし，甲および乙は，信用販売を本契約に従い取扱うものとします。ただし，甲と乙が別途合意した場合はこの限りではないものとします。

2.乙は，甲が第 35 条各号のいずれかに該当する場合，甲から既に支払請求を受けている信用販売代金について，支払を取消すか，カード会社等が会員から当該代金の支払を受けるまで甲に対する支払を留保することができるものとします。

3.甲は，本契約終了後，直ちに，甲の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝，取引申込みの誘引行為を中止しなければなりません。また，本契約終了以後に会員より信用販売の申込みがあった場合には，これを拒絶するとともに，当該会員に対して本契約に基づく信用販売を中止した旨を告知しなければならないものとします。なお，信用照会端末機を設置している場合には，乙が貸与した信用照会端末機は乙の請求により直ちに返却するものとし，これ以外の信用照会端末機等はその使用規約およびその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。

第 37 条(損害賠償責任)

1.甲が本契約等に定める義務を履行せず，その結果，会員，乙，カード会社等またはその他の第三者に損害(提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害)が生じた場合，甲は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

2.甲が本契約等に定める義務を履行せず，その結果，乙が，他のカード会社等またはその他の第三者から損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等の支払請求を受けた場合には，甲は乙に対し，当該請求に係る損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等相当額についても賠償する義務を負うものとします。

3.提携会社が乙に制裁金等を課し，その事由が甲側に起因するものと乙が認めた場合，甲は当該制裁金等と同額を乙へ支払うものとします。

第 38 条(遅延損害金)

甲が，乙に支払うべき債務の支払を遅滞したときは，支払うべき日の翌日から支払済に至るまで，年利 14.6%の割合(年 365 日の日割計算)による遅延損害金を支払うものとします。

第 39 条(調査・報告，協力)

1.甲は，乙が甲に対して甲の事業内容・決算内容，会員のカードの利用状況，信用販売の内容・方法・売上票等・売上請求の内容，第 12 条第 2 項に規定される乙が定める基準への遵守状況等，乙が必要と認めた事項に関して調査，報告，資料の提出ならびに是正改善計画の策定および実施を求めた場合は，速やかに応じるものとします。

2.甲は，盗難・紛失，偽造・変造されたカードによる信用販売，カードもしくはカード番号等の不正使用またはこれに起因する信用販売に係る被害が発生し，乙が甲に対し所轄の警察署へ当該信用販売に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとします。また，乙がカードもしくはカード番号等の不正使用防止等について協力を求めた場合は，これに協力するものとします。

第 40 条(準拠法)

本契約に関する準拠法は，全て日本国法とします。

第 41 条(合意管轄裁判所)

甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は，乙の本支店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

＜本カードシステムの利用に関する別表＞

別表（ボーナス一括払いの信用販売期間）

	夏期	冬期
取扱期間	12 月 16 日～翌年 6 月 15 日	7 月 16 日～11 月 15 日

別表（売上の締切日・立替払日）

信用販売の種類		締切日	立替払日
1 回払い，2 回払い， 分割払い（ボーナス併用分割払いを含む）， リボルビング払い，J-Debit		15 日	末日
		末日	翌月 15 日
ボーナス一括払い	夏期	6 月末日	8 月 15 日
	冬期	11 月末日	翌年 1 月 15 日

別表（加盟店手数料の料率）

信用販売の種類	加盟店手数料の料率
1 回払い	%
2 回払い	%
分割払い（ボーナス併用分割払いを含む。）	%
ボーナス一括払い	%
リボルビング払い	%
J-Debit	%

定義集

No	名称	定義
1	売上集計票	甲が乙に対し信用販売代金の立替払いを請求するために売上票を添付して作成する乙所定の帳票をいいます。
2	売上データ	甲が乙に対して信用販売代金の立替払いの請求を行うために必要な事項として乙が定める事項を記録する電子データであって、乙所定の規格に対応したものをいいます。
3	売上票	乙所定の帳票または乙が認めた帳票に準ずる他媒体であって、甲が信用販売した際に作成する商品等の代金額または対価の額を乙所定の様式に従って入力または記入するものをいいます。
4	売上票等	売上票または売上データをいいます。

5	カード	次の各号のいずれかの要件を満たすクレジットカードその他支払手段として用いられる証票その他の物（Visa、Mastercard のレギュレーションに基づき、Visa タッチ決済、Mastercard コンタクトレス等の非接触 IC 決済にかかる機能を有する証票その他の物を含みます。）または番号、記号その他の符号をいいます。ただし、ギフトカードは除きます。 ①乙が特別に定める意匠・規格に基づき、乙または指定カード会社が作成発行するクレジットカードのうち、乙が甲における取扱いを認めたもの。 ②提携ブランドカードのうち、乙が甲における取扱いを認めたもの。
6	カード会社等	乙、指定カード会社、提携会社および提携ブランドカードの発行会社をいいます。
7	カード取扱店舗	信用販売を行う店舗、施設をいいます。
8	カード番号等	カードの番号、カードの有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。
9	会員	カードを正当に所持する個人または法人をいいます。
10	加盟店	乙提供カードシステムに加盟を申込み、乙が加盟を承認した法人または個人をいいます。
11	加盟店申込書	乙提供カードシステムに加盟を申込む際、乙に提出する必要のある乙所定の書式をいいます。
12	業務代行者	甲が業務委託した第三者をいいます。
13	クレジットカード・セキュリティガイドライン	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定したセキュリティ対策に係るガイドライン（カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準としてこれに相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいいます。
14	継続的取引契約	会員との間で信用販売により継続的に商品等を引渡しまたは提供する契約をいいます。
15	コンピュータ通信	パソコンやモバイル端末によるインターネット通信を総称していいます。
16	指定カード会社	次の WEB サイトに掲載されている各社その他将来において乙提供カードシステムを利用したカードを発行する各社をいいます。
17	商品等	甲が会員に販売または提供する商品、権利および役務を総称していいます。
18	商品代金等	商品等の代金または対価をいいます。
19	信用照会端末機	CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）、CCT（クレジット・センター・ターミナル）等、カードもしくはカード番号等の有効性を照会するための乙所定のカード信用照会端末機、システムまたはソフトウェアをいいます。

20	信用照会端末機等	信用照会端末機および端末識別番号（信用照会端末機を識別するために乙所定の基準に従い当該信用照会端末機ごとに割り当てられた番号をいう。）を総称したものをいいます。
21	信用販売	本契約および乙所定の手続きに基づき、甲が会員に対して商品等の提供等を行う場合に、甲が会員から商品代金等を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売または提供することをいいます。
22	信用販売額	信用販売において甲が売上票に記載できる金額をいいます。
23	信用販売代金	信用販売に係る商品等の代金または対価、税金および乙が認める料金等をいいます。
24	他のカード会社等	乙以外のカード会社等をいいます。
25	提携会社	カードまたはカード番号等の取扱いに関し乙が提携または加盟する法人その他の団体（Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.を含む Mastercard Incorporated またはそのグループ企業、Visa Worldwide Pte. Ltd.を含む Visa Incorporated またはそのグループ企業、および将来提携または加盟する法人その他団体を含む。）をいいます。
26	提携ブランドカード	提携会社所定のサービスマークが表示されているクレジットカードその他支払手段として用いられる証票その他の物または番号、記号その他の符号をいいます。
27	テロリスト等	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）第 9 条に規定する公告国際テロリスト及び外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく資産凍結等の措置の対象者として財務省が公表する者をいいます。
28	乙発行のカード	乙が発行し、かつその利用代金の会員に対する請求を乙が行うカードをいいます。
29	取扱商品等	甲が信用販売において取り扱う商品等をいいます。
30	取消伝票等	当該信用販売に係る売上票に記載された信用販売額と同額を記載した取消に係る売上票または取消データをいいます。
31	非接触 IC 決済	Visa タッチ決済、Mastercard コンタクトレス及び乙の指定する決済システムのことをいいます。
32	非接触 IC 取扱端末	信用照会端末機のうち、非接触 IC 決済の仕様に基づく決済サービスに対応する機能を備え、カードの有効性を照会するための機器をいいます。
33	秘密情報	本契約に基づく信用販売を行う上で知り得た、カード番号等を除く会員に関する個人情報および乙の営業上その他の機密情報をいいます。
34	暴力団員等	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。

35	法令	法律、政省令および条例ならびにこれらに関する規則、規制、許認可、判決、命令、差止命令または決定、監督官庁によるガイドライン、監督基準、クレジットカード・セキュリティガイドラインおよび業界団体による自主規制をいいます。
36	本契約等	本契約および本契約に付帯するまたは関連する契約等を総称していいます。
37	IC 対応信用照会端末機	ICチップ情報の読取可能な信用照会端末機をいいます。
38	本カードシステム	乙とそのグループ会社が運営するカードシステム（クラウド型カードシステムを除く）をいいます。
39	クラウド型カードシステム	乙と提携する会社が運営するカードシステムをいいます。

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

本同意条項で使用する用語の意味は，特に指定のない限り，加盟店契約書において定義した内容に従うものとします。

第 1 条(加盟店情報の取得・保有・利用)

1.乙提供カードシステムに加盟を申込み，乙が加盟を承認した個人または法人，およびその代表者ならびに加盟申込みをした個人・法人・団体，およびその代表者(以下，これらを総称して「加盟店」という。)は，乙が加盟店との取引に関する審査(以下「加盟審査」という。)，加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査，乙の業務，乙事業に係る商品開発もしくは市場調査のために，加盟店に係る次の情報(以下，これらの情報を総称して「加盟店情報」という。)を保護措置を講じた上で乙が取得・保有・利用することに同意します。また，加盟店は，二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査ならびに加盟後の管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。

①加盟店の商号(名称)，所在地，郵便番号，電話(FAX)番号，法人番号，代表者の氏名，性別，住所，生年月日，自宅電話番号等，加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出た情報。

②加盟申込日，加盟店審査，加盟店契約日，加盟店契約終了日および加盟店と乙との取引に関する情報。

③加盟店のカードの取扱状況(他社カードを含む。)に関する情報および取引を行った事実(その取引内容，取引の結果，当該顧客に不当な損害を与える行為，その他取引に関する客観的事実)。

④乙が取得した加盟店のカードの利用状況，支払状況，支払履歴等に関する情報。

⑤加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報。

⑥乙が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本，住民票，納税証明書等の書類または公表された情報に記載もしくは記録された情報。

⑦官報，電話帳，住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報。

⑧差押，破産の申し立てその他の加盟店に関する信用情報。

⑨行政機関，消費者団体，報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引法等について違反し，公表された情報等)，および当該内容について，加盟店情報機関(加盟店に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。)および加盟店情報機関の加盟会員が調査収集した情報。

⑩割賦販売法第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。

⑪割賦販売法に基づき同施行規則第 133 条の 8 の規定による調査を行った事実および事項。

⑫個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項。

⑬会員から乙に申し出のあった内容および当該内容について，乙が会員，およびその他の関係者から調査収集した情報。

⑭加盟店情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)。

⑮加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について，加盟店情報機関に上記⑨乃至⑭に係る情報が登録されている場合は当該情報。

⑯上記の他会員の保護に欠ける行為およびカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報。

2. 乙は，本契約に基づく加盟申込時における審査，加盟後の適正についての再審査，その他取引上の判断業務の全部または一部を，乙の提携先企業に委託する場合に，加盟店情報の保護措置を講じた上で，第 1 項により取得した加盟店情報を当該提携先企業に提供し，当該提携先企業が利用することがあります。

3. 乙は，乙の立替金支払事務等を第三者に委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。）する場合に，加盟店情報の保護措置を講じた上で，第 1 項により取得した加盟店情報を当該業務委託先に提供し，当該企業が利用することがあります。

第 2 条（加盟店情報機関への登録・共同利用の同意）

1.加盟店は乙が加盟する加盟店情報機関に関して，次の各号について同意します。

①乙が，加盟審査，加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報機関に照会し，加盟店に係る下表－Ⅱ.の「登録される情報」欄記載の情報が登録されている場合はこれを利用すること。

②加盟店情報（下表－Ⅱ.の「登録される情報」欄記載の情報）が，加盟店情報機関に登録され，加盟店審査，加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査のため乙および当該加盟店情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

③加盟店情報機関に登録されている加盟店情報が，加盟審査，加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査，加盟店情報の正確性および最新性維持等および消費者保護その他公益のために，加盟店情報機関および当該機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 乙の加盟する加盟店情報機関の名称，所在地，電話番号等は下表－Ⅰ.のとおりです。また，各加盟店情報機関の概要，加盟会員，共同利用する者の範囲，共同利用の管理責任者等については，各加盟店情報機関のWEBサイトにて確認するものとします。なお，乙が加盟店契約期間中に新たに加盟店情報機関に加盟し，加盟店情報を登録・共同利用すること，または加盟する加盟店情報機関を退会することがあり，その場合，乙はその旨を通知し，または，乙の WEB サイトにおける変更内容の掲載その他合理的方法により公表します。

（表 －Ⅰ .加盟店情報機関）

加盟機関名 （管理責任者）	所在地	電話番号	WEB サイト （URL）	共同利用の範囲

（表 -Ⅱ .加盟店情報機関に登録される情報）

加盟機関名	登録される情報
	①
	②
	③
	④
	⑤
	⑥
	⑦
	⑧

第 3 条(加盟店情報の公的機関等への提供)

加盟店は，乙が各種法令の規定により提供を求められた場合，およびそれに準じる公共の利益のため必要がある場合，公的機関等に加盟店情報を提供することに同意します。また，乙が加盟申込時における審査，加盟後の適正についての再審査，その他取引上の判断のため，住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し，公的機関等から加盟店情報の提供を求められた場合，当該加盟店情報を提供することに同意します。

第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1.加盟店の代表者は，乙および加盟店情報機関に対して，個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い，代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお，開示請求の窓口は次のとおりとします。

①乙への開示請求:乙のお問合せ窓口へご連絡ください。なお，連絡先は，以下の WEB サイトにおいて確認することができます。

（URL）

②加盟店情報機関への開示請求:第 2 条表-Ⅰ.記載の各加盟店情報機関へご連絡ください。

2.万一，乙が保有する加盟店情報または乙が加盟店情報機関に登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には乙は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第 5 条(本同意条項に不同意等の場合)

加盟店は，加盟申込みにあたり，加盟店申込書に加盟店が記載すべき事項の記載もしくは必要な書類の提出を希望しない場合，または本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合，乙が加盟申込みの受付を断る場合があることに同意します。

第 6 条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

1.加盟店は加盟店契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず，加盟申込みをした事実，内容について乙が利用することおよび加盟店情報機関に一定期間登録され，加盟会員が利用することに同意します。

2.加盟店は乙が，加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で，法令等および基準等ならびに乙が定める所定の期間，加盟店情報を保有し，利用することに同意します。

第 7 条(条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続により，乙が必要な範囲内で変更できるものとします。

J-Debit 取扱特約

第 1 条(総則)

1.本特約は，加盟店(第 2 条第 1 項に定義。)との間で締結された加盟店規約に基づく契約(以下「加盟店契約」という。)に付随する特約として，商品代金等をデビットカード(第 4 条第 1 項に定義。以下同じ。)により決済する場合の当社(本条第 2 項に定義。)と加盟店との契約関係につき定めるものです。また，あわせて所定の売買取引債権の譲り渡しに伴う代金の支払いについては，指定カード会社を介して行うことについても取り定めるものです。なお，本特約において用いられる用語は，本特約において別段の定義がなされる場合を除き，加盟店規約の定義に従うものとします。

2.当社とは，　　をいいます。ただし，加盟店が次に掲げるカード会社のいずれかに所属する場合，当該対象カード会社(以下「対象カード会社」という。)をいいます。

(対象カード会社)

第 2 条(デビットカード取扱加盟店)

1.本特約を承認のうえ，当社に加盟を申し込み，当該加盟申込先である当社が加盟を認めた法人または個人をデビットカード取扱加盟店(以下「加盟店」という。)とします。

2.加盟店はデビットカードを取り扱う店舗(以下「取扱店舗」という。)を指定して，あらかじめ当社へ届け出し，当社の承認を得るものとします。なお，取扱店舗の追加，取消についても同様とします。

3.加盟店はすべての取扱店舗内外の顧客の見やすいところにデビットカードが取扱い可能である旨の加盟店標識を掲示するものとします。

第 3 条(端末機)

1.端末機とは，当社が使用を認めたデビットカード取扱いに必要な機器類を総称します。(暗証番号入力用 PIN パッド等の備品を含む。)

2.加盟店は，デビットカードを取り扱う端末機を当社に届け出し，当社の承認を得るものとします。端末機の追加，設置場所等の変更，取消についても同様とします。

3.加盟店は，端末設置規約，端末機設置会社の指示等に従い，善良なる管理者の注意義務をもって端末機を使用，管理するものとします。

4.加盟店は，端末機を当該端末機の使用目的または本特約に定める用途以外の目的のために使用または解析をしてはならず，また第三者に使用等をさせてはならないものとします。

第 4 条(デビットカード取引契約)

1.デビットカードとは，顧客が金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を含む。以下同じ。)から発行されたキャッシュカード等を利用して専用の端末機を通じて暗証番号等を入力する等の方法により，商品代金等を顧客の当該金融機関の預貯金口座から預貯金引き落とし等によって支払う取引形態および当該キャッシュカードそのものをいいます。

2.加盟店は，顧客が商品の販売または役務の提供(以下「売買契約」という。)に基づいて加盟店に対して負担

する債務（以下「売買取引債務」という。）を顧客の預貯金口座からの預貯金の引き落とし等によって支払う旨の契約の申込みをデビットカードを提示して行うときは，当該顧客とかかる内容の契約（以下「デビットカード取引契約」という。）を締結するものとします。

3.デビットカードの取引契約は，第 5 条に定める手続に従って端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に成立するものとします。

第 5 条（デビットカード取扱方法）

1.加盟店は，顧客がデビットカード取引契約の申し出を行った場合，顧客の提示したデビットカードを顧客をして端末機に読み取らせ，または顧客よりデビットカードの引渡しを受けて自ら当該カードを端末機に読み取らせるものとします。

2.加盟店は，端末機に表示された売買取引債務の金額を顧客に確認させ，当該デビットカードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。

3.加盟店は，口座引落確認を表す電文が端末機に表示されたときは，売買取引債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとします。

第 6 条（取扱金額）

1.加盟店は，1 回あたりのデビットカード取引契約による売買取引債務の最高または最低限度額を定めることができるものとします。

2.顧客のデビットカード取引契約による売買取引債務の金額，または同債務および現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。）による預金払戻しの 1 日あたりの累計額が，当該デビットカードを発行する金融機関の定める金額を超えるときは，当該デビットカード取引契約にかかわる口座引落確認はなされず，当該デビットカード取引契約は締結されないものとします。

第 7 条（デビットカード取引契約解消の場合の対応）

1.加盟店は，デビットカード取引契約が解除（合意による解除を含む。）または取消等により適法に解消された場合（以下「解消」という。売買契約の解消によるデビットカード取引契約の解消を含む。），その責任において次の対応をとるものとします。

(1)取引当日に顧客より解消の申し出がなされ加盟店がその申し出に応じた場合

(ア)加盟店は顧客の所持するデビットカードを顧客をして端末機に読み取らせ，または顧客よりデビットカードの引渡しを受けて自ら当該カードを端末機に読み取らせた後，端末機から当該デビットカード発行金融機関に対し預金の引き落としまたは振替口座からの振替の取消の電文を送信するものとします。

(イ)当社は上記(ア)の場合，顧客の暗証番号入力および加盟店の暗証番号を不要とする場合があります。

(ウ)システム上取消要求の電文を送信することが不可能な場合または当該デビットカードの発行金融機関が定めるデビットカード取引規定による預金の復元もしくは振替口座の預り金の戻し入れが取引当日中になされない場合，加盟店は本項第 2 号と同様の処置をとるものとします。

(2)取引翌日以降に顧客より解消の申し出がなされ加盟店がそれに応じた場合

加盟店は，顧客に対して売買取引債務相当額の支払義務を負い，当該顧客に現金にてこれを支払うものとします。この場合，加盟店に対しては当該デビットカード取引にかかわる第 12 条に定める手数料の返還はなされないものとします。

2.前項第 1 号(ア)の措置により預金の復元または振替口座の預り金の戻し入れがなされた場合，売買取引債権の当社に対する債権譲渡も取り消され，加盟店が有する当社に対する売買取引債権売却の対価支払請求権は消滅するものとします。

3.適法かつ正当な解消依頼であることの確認は，デビットカードおよび口座引落確認書の徴求および照合により加盟店が行うものとします。

4.加盟店より取消しの電文が発信されたときは，加盟店は送信権限の契約不適合を主張できないものとします。

第 8 条(差別的取扱いの禁止)

加盟店は有効なデビットカードを提示した顧客に対し，現金客と異なる代金の請求をしたり，本特約に定める以外の制限を設けるなど，顧客に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。

第 9 条(地位譲渡禁止等)

1.加盟店は，本特約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2.加盟店は，本特約に定めるほか，売買取引債権およびその債権譲渡に係る対価支払請求権を第三者に譲渡，質入等することはできないものとし，またこれらの権利を第三者に譲渡，質入等していないことを保証するものとします。

3.加盟店は，端末機等の備品を，当該端末機の使用目的または本規約に定める用途以外の目的のために使用または解析等をしてはならず，また第三者等に使用させてはならないものとします。

第 10 条(デビットカード取引契約の締結の禁止)

1.加盟店は次の場合，取引を拒絶しデビットカード取引契約の締結を行わないものとします。

(1)顧客が暗証番号の入力を当該デビットカード発行金融機関所定の回数を超えて間違えた場合

(2)顧客が明らかに偽造，変造または模造と判断されるデビットカードを提示した場合

(3)顧客がデビットカード名義人以外の者または不審者と判断される場合

(4)第 6 条第 2 項に定める場合

(5)端末機に口座引落確認を表す電文が表示されない場合

(6)顧客が第 4 条に定めるデビットカード取引契約の締結にかかわる機能を付与されているカードを提示していない場合(当該デビットカード発行金融機関が定めるところにより，デビットカード取引契約の締結にかかわる機能が制限されている場合を含む。)

(7)顧客が預貯金の払戻しによる現金の取得を目的としてデビットカード取引契約の申し込みをした場合

(8)停電，故障，金融機関センターまたはネットワークの障害等により端末機による取扱いができない場合

(9)磁気ストライプ等デビットカード情報の読み取りができない場合

(10)通信異常等により通信エラーを繰り返した場合

(11)加盟店の都合により，その売買取引がデビットカード取引契約の対象外とされている場合

2.加盟店は，前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは，当社およびデビットカード名義人，デビットカード発行金融機関などに生じた損害を負担するものとします。

第 11 条(債権譲渡)

加盟店は，端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時点をもって，直ちに顧客に対する売買取引に基づく債権(以下「売買取引債権」という。)を当社に対し指名債権譲渡の方式により譲渡し，当社はこれを譲り受けるものとします。

第 12 条(手数料)

加盟店は当社に譲渡した売買取引債権額に対し，当社が定める手数料を支払うものとします。

第 13 条(譲渡代金の支払)

1.当社が譲渡を受けた売買取引債権の買取りに伴う代金の加盟店への支払は毎月 15 日と月末日に締め切り，15 日締め切り分は同月末日に，月末締め切り分は翌月 15 日に当該売買取引債権総額より第 12 条に定める手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことによって行うものとします。なお，加盟店の希望または当社の都合により上記締切日のうちいずれかの月 1 回締め切りを選択することもできるものとします。また，当社は上記にかかわらず毎月 15 日に締め切り，翌月 15 日に支払の方法をとることができるものとします。なお，支払日が金融機関の休業日の場合は，支払日が 15 日の場合は翌営業日とし，月末日の場合は前営業日とします。

2.加盟店が指定カード会社に所属する場合，前項の支払いは，加盟店が所属する指定カード会社を介して行うものとします。ただし，当該指定カード会社が第 1 条第 2 項に定める対象カード会社にも該当する場合には，本項の規程は適用されないものとします。

3.当社に加盟店に支払うべき他の債務がある場合，当社は第 1 項および前項の支払に合算して支払うことができるものとします。また，加盟店に当社に支払うべき未払いの債務がある場合には，当社はこれを差し引いて支払うことができるものとします。

4.加盟店は加盟店の当社に対する売買取引債権の債権譲渡にかかわる対価支払請求権を第三者に譲渡，質入れ等できないものとします。

第 14 条(支払いの保留)

当社は，次の場合は売買取引債権の債権譲渡を取消し，または加盟店が当社に対し売渡した売買取引債権代金の支払いを保留することができるものとします。また，当該代金が支払済の場合には，当社は加盟店に対し当該代金を返還請求できるものとします。

(1)売買取引債権がデビットカードの偽造または盗用から生じたものであって，カード発行銀行が支払いを取消したとき

(2)売買取引債権が加盟店契約の解除もしくは解約後に生じたものであることが判明したとき

(3)加盟店が本規約・関連規約に違背した為，カード発行銀行もしくは加盟店銀行が売買取引債権に対する支払いを拒否したとき

(4)カード発行銀行もしくは加盟店銀行が支払不能となり，当社が売買取引債権代金を受領できなかったとき

第 15 条(買戻の特約)

加盟店が当社に譲渡した売買取引債権について，本特約に定める義務を履行せず債権譲渡が行われたことが判明した場合には，加盟店は当社の申し出により遅滞なく買戻すとともに年 14.6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。

第 16 条(顧客との紛議)

1.顧客のデビットカード利用により加盟店が提供した物品またはサービスに関する紛議は，加盟店の責任において誠意を持ち，当該顧客との間で速やかに解決するものとします。

2.その他，顧客からの苦情に関しては，加盟店および当社双方協力して速やかに解決するものとします。

第 17 条(情報の提供)

1.加盟店は，デビットカードの提示者が本人以外と思われる場合，および明らかに不審と思われる場合は，直ちに当社にその旨通告するものとします。

2.当社が顧客のデビットカード使用状況など調査協力を求めた場合には，加盟店は協力するものとします。

第 18 条(契約解除)

1.加盟店が下記の事項に該当する場合，当社は直ちに本特約を解除できるものとします。その場合，加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。

(1)デビットカード取扱申込書に虚偽の申請があったことが判明した場合

(2)他の者の売買取引債権を買い取って，または他の者に代わって債権譲渡した場合

(3)本特約に定める義務を履行していないことが判明した場合

(4)デビットカードシステムを悪用していることが判明した場合

(5)加盟店の営業または業態が法令または公序良俗に反すると当社が判断した場合

(6)加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合

(7)顧客からの苦情等により，加盟店として不適当と当社が認めた場合

(8)支払の停止または破産手続開始，民事再生手続開始，会社更生手続開始，もしくは特別清算開始の申出があった場合

(9)手形交換所の取引停止処分を受けた場合

2.前項により本特約を解除した場合，当社は加盟店からすでに譲渡を受けている売買取引債権について，債権譲渡を取り消すか，加盟店に対する債権譲渡代金の支払を保留することができるものとします。

第 19 条(守秘義務)

1.加盟店は，端末機等またはシステムに関して知り得た技術上その他の機密，デビットカード取引契約の締結等により知り得た顧客情報およびデビットカード情報を万全に管理し，かつ第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。

2.前項の情報が漏洩し，もしくは第三者に閲覧・改ざん・破壊等され，またはそのおそれがある場合には，加盟

店は，直ちにその旨を当社に通知するものとし，当社の指示を仰ぎ，これに従うものとします。なお，この場合において，加盟店に帰すべき事由により当社または会員に損害が生じたときは，加盟店は，当該損害につき賠償の義務を負うものとします。

3.前二項の規定は，本特約の終了後においても効力を有するものとします。

第 20 条（届出事項の変更）

1.加盟店は，当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・デビットカード取扱店舗および買取代金振込指定金融機関口座，その他「J-Debit 加盟店申込書」に記載した諸事項に変更が生じた場合には，直ちに当社所定の書面により当社への届出印を押印のうえ届け出，当社の承認を得るものとします。

2.前項の届出がないために，当社からの通知または送付書類，買取代金が延着し，または到着しなかった場合には，通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。

第 21 条（解約）

1.本特約に基づく契約の有効期間は，加盟店契約に係る加盟店と当社との間の契約の有効期間と同一とし，加盟店契約が解除，契約期間の満了その他事由の如何を問わず終了した場合には，本特約に基づく契約も当然に終了するものとします。

2.前項の定めにかかわらず，加盟店または当社は書面により 3 ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本特約を解約できるものとし，この場合，当該予告期間の満了時に本特約に基づく契約は終了するものとします。

3.加盟店は本特約が解約された場合には，加盟店の負担において加盟店標識等の一切の用度品を直ちに当社に返却するものとします。なお，端末機の処理については当該端末機の設置会社の指示に従うものとします。

第 22 条（本特約に定めのない事項）

加盟店は，本特約に定めのない事項については，当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

第 23 条（準拠法）

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法は，すべて日本法が適用されるものとします。

第 24 条（合意管轄裁判所）

1.加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は，当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

2.本特約またはデビットカード取引契約に関して，加盟店による，または加盟店に対する訴訟の必要が生じた場合，カード発行銀行を当事者とするものは同行の本店所在地の地方裁判所を，協議会を当事者とするものは東京地方裁判所を，加盟店銀行を当事者とするものは直接加盟店契約に定める地方裁判所をそれぞれ第一審の専属管轄裁判所とします。

以上，本契約成立の証として本書を二通作成し，甲，乙記名押印の上，各一通を保有するものとします。

令和　　年　月　日

甲：茨城県つくば市天久保２丁目１番地１
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長　平松　祐司

乙：

入札書様式（代表者が入札する場合）

入　札　書

件　　名　　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務

入札金額　　金　　円也

（内訳）

(1) クレジットカード　　年間取扱金額　1,645,000,000 円×手数料率　　％＝　　円

(2) デビットカード　　円

デビットカード決済における支払予定手数料額

		a	b	c（a*b)※	d	e(c*d)※
No.		手数料率（％）	予定決済単価（円）	1件あたり手数料額（円）	適用判定	予定決済件数（件）	デビット決済手数料額（円）
1	デビットカード決済に係る手数料率		20,283			1,479	
2	デビットカード１決済あたりの下限額						
3	デビットカード１決済あたりの上限額						

※No.1のc及びeは小数点以下切り捨てによる

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日　　入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。

国立大学法人
筑　波　大　学　御中

競争加入者
住　　所
会　社　名
代表者職氏名　　印

記載例１（代理人（支店長等又は本店の社員等）が入札する場合）

入　札　書

件　　名　　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務

入札金額と内訳の合計金額は、必ず一致させること。

入札金額　　金　　円也

（内訳）

（1）クレジットカード　　年間取扱金額　1,645,000,000 円×手数料率　　％＝　　円

（2）デビットカード　　円

手数料率×予定決済単価を記載すること。

デビットカード決済における支払予定手数料額

No.	項目	a 手数料率（％）	b 予定決済単価（円）	c（a*b）※ 1件あたり手数料額（円）	d 適用判定	予定決済件数（件）	e(c*d)※ デビット決済手数料額（円）
1	デビットカード決済に係る手数料率		20,283			1,479	
2	デビットカード１決済あたりの下限額						
3	デビットカード１決済あたりの上限額						

※No.1のc及びeは小数点以下切り捨てによる

上限・下限がない場合は未記入とすること。

適用する1件あたり手数料額×予定決済件数を計算すること。

No.1～No.3の1件あたり手数料額を比較し、適用判定に〇を入れること。
①No.2＜No.1＜No.3のとき　No.1
②NO.1＜No.2＜No.3のとき　No.2
③No.2＜No.3＜No.1のとき　No.3
上限・下限がないときはNo.1を適用すること。

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。

国立大学法人
筑　波　大　学　御中

競争加入者
〇〇県〇〇市〇〇　〇－〇－〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役　　〇　〇　〇　〇

代表者の押印は不要

代理人
〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長　　〇　〇　〇　〇　　印
又は
代理人　　〇　〇　〇　〇　　印

記載例２（復代理人（支店等の社員等）が入札する場合）

入　札　書

件　　名　　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務

入札金額と内訳の合計金額は、必ず一致させること。

入札金額　　金　　円也

（内訳）

（1）クレジットカード　　年間取扱金額　1,645,000,000 円×手数料率　　％＝　　円

（2）デビットカード　　円

手数料率×予定決済単価を記載すること。

デビットカード決済における支払予定手数料額

No.	項目	a 手数料率（％）	b 予定決済単価（円）	c（a*b）※ 1件あたり手数料額（円）	d 適用判定	予定決済件数（件）	e(c*d)※ デビット決済手数料額（円）
1	デビットカード決済に係る手数料率		20,283			1,479	
2	デビットカード１決済あたりの下限額						
3	デビットカード１決済あたりの上限額						

※No.1のc及びeは小数点以下切り捨てによる

上限・下限がない場合は未記入とすること。

No.1～No.3の1件あたり手数料額を比較し、適用判定に○を入れること。
①No.2＜No.1＜No.3のとき　No.1
②NO.1＜No.2＜No.3のとき　No.2
③No.2＜No.3＜No.1のとき　No.3
上限・下限がないときはNo.1を適用すること。

適用する1件あたり手数料額×予定決済件数を計算すること。

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。

国立大学法人
筑　波　大　学　御中

競争加入者
○○県○○市○○　○－○－○
○○○○株式会社
代表取締役　　○　○　○　○

代表者の押印は不要

復代理人　　○　○　○　○　　印

参考例１（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人筑波大学　御中

委任者（競争加入者）
〇〇県〇〇市〇〇　〇－〇－〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇　〇　〇　〇　印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：　キャッシュレス方式による診療費等の決済業務

委任事項　１　令和　　年　　月　　日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件

２　令和　　年　　月　　日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注１）

受任者（代理人）使用印鑑

印

以上

（注）１　事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例１の社員等）が作成する場合は、委任事項２が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例１の支店長等）が作成する場合は、委任事項２は削除すること。

２　これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例２（支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人筑波大学　御中

委任者（競争加入者）
〇〇県〇〇市〇〇　〇－〇－〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇　〇　〇　〇　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）　〇〇県〇〇市〇〇　〇－〇－〇
〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長　〇　〇　〇　〇　印

委　任　事　項　　１　入札及び見積りに関する件
２　契約締結に関する件
３　入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
４　契約物品の納入及び取下げに関する件
５　契約代金の請求及び受領に関する件
６　復代理人の選任に関する件
７　〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する件

委　任　期　間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

以上

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

デビットカード決済における支払予定手数料額計算書

会社名

		a	b	c（a*b）※		d	e(c*d)※
No.		手数料率（%）	予定決済単価（円）	1件あたり手数料額（円）	適用判定	予定決済件数（件）	デビット決済手数料額（円）
1	デビットカード決済に係る手数料率		20,283			1,479	
2	デビットカード１決済あたりの下限額						
3	デビットカード１決済あたりの上限額						

※No.1のc及びeは小数点以下切り捨てによる

記載例

デビットカード決済における支払予定手数料額計算書

会社名　○○○○株式会社

手数料率×予定決済単価を記載すること

		a	b	c（a*b）※		d	e(c*d)※
No.	項目	手数料率（%）	予定決済単価（円）	1件あたり手数料額（円）	適用判定	予定決済件数（件）	デビット決済手数料額（円）
1	デビットカード決済に係る手数料率		20,283			1,479	
2	デビットカード１決済あたりの下限額						
3	デビットカード１決済あたりの上限額						

※No.1のc及びeは小数点以下切り捨てによる

上限・下限がない場合は未記入とすること

No.1～No.3の1件あたり手数料額を比較し、適用判定に○を入れること
①No.2＜No.1＜No.3のとき　No.1
②NO.1＜No.2＜No.3のとき　No.2
③No.2＜No.3＜No.1のとき　No.3
上限・下限がないときはNo.1を適用すること

適用する1件あたり手数料額×予定決済件数を計算すること

別紙３

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがいまして、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。